

パッケージ型消火設備

政令第29条の4第1項の規定に基づき、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）第1条で規定するパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準は、同条の規定によるほか、次によること。

1 用語の定義

- (1) 型とは、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号。以下「第12号告示」という。）第5及び第6において型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- (2) 型とは、第12号告示第5及び第6において型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

2 設置要件

パッケージ型消火設備は、政令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、政令別表第1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができるものであること。

- (1) 型を設置することができるもの
- ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの
 - イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの
- (2) 型を設置することができるもの
- ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの
 - イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるもののほか、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、省令第13条第3項各号に掲げる部分に設置できるもの

3 設置場所

次のいずれかに該当する場所は、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所としてパッケージ消火設備を設置することができる。ただし、防火対象物の位置、構造又は設備の状況を踏まえ、パッケージ型消火設備を設置することにより、延焼のおそれが著しく少なく、火災等の被害を最小限に止めることができると認める場合は、政令第32条の適用により設置することができる。この場合、関係者に対し、消防用設備等の特例基準申請書を提出させるものとし、福井市消防局火災予防関係事務処理要綱第139条及び第140条の規定にかかわらず、署長が処理するものとする。

- (1) 階段又は避難口等が容易に見通すことができ、かつ、次のいずれかに該当する場所

- ア 建基政令第126条の3に規定する排煙設備又はそれと同等の排煙設備が設けてあり、その手動開放装置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてある場所
 - イ 「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分」を定める件（平成12年建設省告示第1436号）第1号から第3号までのいずれかに適合する場所で、その手動開放装置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてある場所
 - ウ 外気に面する外壁開口部が常時開放されたもので、かつ、当該開放部分の合計面積がパッケージ型消火設備設置場所の床面積の15%以上あり、その開放部分が一部分に偏っていない場所
- (2) 次に掲げる場所
- 浴室、便所、階段室、エレベーター昇降路、リネンシュート、パイプダクト等

4 機器

パッケージ型消火設備は認定品を使用すること。

5 設置維持の基準

第12号告示第4の規定によるほか、次によること。

- (1) パッケージ型消火設備は、屋内消火栓設備と比較して消火薬剤の放射時間が短いため、初期消火を失敗した場合の退路の確保等を踏まえ、廊下、通路等の容易に視認できる共用部分で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近等に設置すること。なお、通路誘導灯又は誘導標識（蓄光式のものに限る。）の誘導により、避難口に到達できる場所についても設置できるものとする。
- (2) 容易に操作でき、かつ、障害となるものがない場所で、その階の各部分から一のホース接続口までの歩行距離がホース長さ以下となるよう設置すること。ただし、ホース長さを超える部分を有効に放射できる場合はこの限りでない。なお、放射距離はおおむね10メートルとする。
- (3) パッケージ型消火設備の格納箱に、自動火災報知設備の発信機及び表示灯を設ける場合は、赤色の灯火を設けないことができる。
- (4) パッケージ型消火設備の格納箱の扉の裏面には、操作の各手順を図示するとともに簡略な説明文等を示す表示シールを貼付すること。
- (5) 新築の防火対象物については、努めて屋内消火栓設備の設置を指導すること。